

相^{さが}
良^ら
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

球磨郡の西北部に位置する、人口四、九三四（平成二三年国勢調査、面積約九五平方キロメートル）の村である。西は人吉市と球磨郡山江村、東は球磨郡多良木町とあさぎり町、南は球磨郡錦町、北は球磨郡五木村にそれぞれ接しており、南方に細く、北方に広い扇形の村である。

北部地域は、仰鳥帽子、北嶽などの高山が連なる森林地帯である。南部地域は、人吉盆地の一角を形成し、広大な農地を有する。

村の中央を北から南に川辺川が貫流し、錦町の境で球磨川に合流している。この川辺川に沿って国道四四五号が走り、南部を横断している県道とともに、村の動脈となっている。集落の大部分が、川辺川の両岸に沿って連担的に存在している。また、村東端には大規模林道（五木スカイライン）が走っている。

村の主要産業は、農業と林業である。農業は、米作のほか、数々の賞を受賞している茶、メロン、畜産、果樹の栽培が中核を成しており、林業にあつては、桧、杉の生産が主である。

昭和四一年七月三日、建設省が川辺川に多目的ダム（防災・農業用水・発電）の建設計画を発表、昭和五六年に補償基準の妥結とともに水没予定者の移転が始まり、昭和五八年までに移転が完了した。ダム関連の国道及び村道の付け替え工事なども進んでいるが、この川辺川ダム建設問題は、現在もおお継続中である。名所旧跡としては、国の重要文化財に指定された十島菅原神社、「雨乞いの宮」として有名な雨宮神社、北嶽神社、四浦阿蘇神社のほか横穴古墳群などがある。

また、温泉を中心とした複合施設である、さがら温泉「茶湯里」は、観光客や住民の憩いの場となっている。

二 村名の由来

昭和の合併にあたり、合併村の住民から新村名を公募したところ、相良藩三代七〇〇年の歴史の中に生きてきた住民は、球磨川とともに名城相良城のイメージを断ちがたく、「相良村」が大多数を占めたのでこれを新村名としたものである。

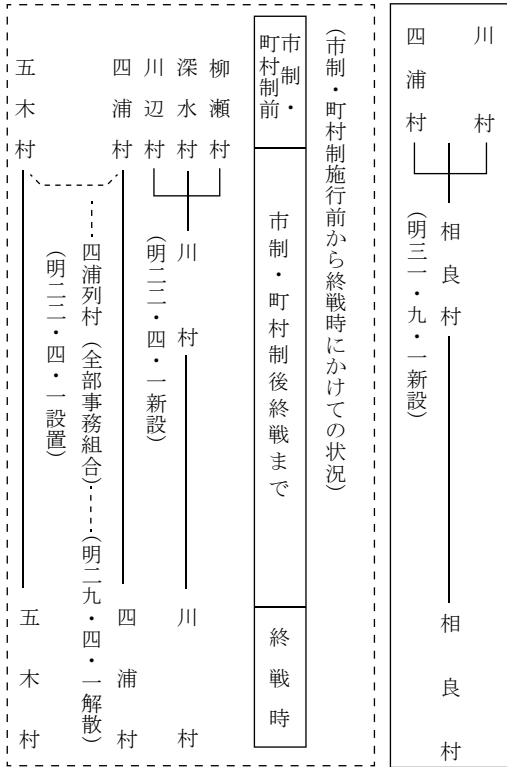
三 平成の合併検討経緯

本地区については、平成一二年三月の県市町村合併推進要綱において、人吉・下球磨地域六市町村の合併パターンが示された。相良村は、合併特例法期限内の合併を推進する姿勢を示して周辺市町村との合併検討に臨み、平成一四年末には県のパターン通りの六市町村での任意協議会が設置されたが、このうち、人吉市・相良村の一市一村だけが法定協議会への移行を決めた。

平成一五年四月から法定協議会での議論が始まったものの、間もなく相良村長が人吉市との合併に反対する姿勢を打ち出し、同年夏にはこの合併協議は解散してしまい、その後は、相良村と周辺市町村との合併に向けた動きは顕在化しなかった。(第二編「人吉・球磨地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 川村

本村の地域は、柳瀬、深水、川辺の三か村からなり、明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、柳瀬村、深水村は、深田、木上の両村とともに、第一四大区第六小区に、川辺村は四浦、五木両村ともに第七小区にそれぞれ編入された。

一二年、郡区町村編制法の施行に伴わない、柳瀬、深水両村は二か村で、川辺村は単独で、それぞれ一行政区域となったが、分立の不経済をなくすため、一七年に三か村を合わせて一行政区域となし、同一戸長の統治を受けることとなった。二二年、町村制施行とともに三か村は合併して川村となった。

(二) 四浦村

本村は明治七年(一八七四)の大小区制のもとでは、川辺、五木両村とともに第一四大区第七小区に属していた。

一二年、郡区町村編制法が施行されると、本村には単独に戸長役場が置かれたが、一七年に五木村と同一行政区域になって戸長役場が置かれた。二二年、町村制の施行に伴ない、両村はそれぞれ独立すると同時に、組合を設置したが、その後二九年に分離した。

2 町村合併促進法定後の経緯

昭和二八年(一九五三)一月、県は、町村合併促進法の施行に伴ない、四浦村、川村、山江村の三か村合併試案を発表した。

関係村は、この県試案に基づき検討を重ね、説明会を開いたりスライドを作成して部落を巡回して、合併の意義を強調し住民の啓発に努めた。

しかし、翌二九年に至り、山江村は、政治、経済、文化、地勢、交通等のあらゆる面から、人吉市との合併を希望するようになり、県試案の三か村合併から離れて独自の動きをするようになったので、四浦村、川村二か村の合併が有力となってきた。

この二か村は、地理的条件等から考えて合併可能な見通しが立ったので、両村とも二九年末から合併に関する事務的な検討に入った。その後、資料を作成したり、両村の間で会議を開くなどして着々と合併の準備を進め、三一年二月三日、両村の合併促進協議会を発足させ、事務局を川村役場に置いた。協議会には、総

務、文化、土木、経済の各委員会を設け、詳細に合併についての調査や検討を重ねていった。

しかし、この協議会の発足後、川村の一部に、隣接地人吉市との合併論や現状維持論が出て、一時は合併の実現が危ぶまれたが、合併促進協議会委員および代表者が数回にわたって懇談した結果、両村は合併するという一応の結論を打ちだすに至り、以後部落別に開かれた座談会において極力村民を啓発したので、漸次合併に賛意を表わすようになった。

こうして合併への基礎は固まり、同年七月一五日、両村会議は、それぞれ合併の議決を行ない、九月一日、川村と四浦村は合併して新しく相良村となった。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 川村、四浦村の合体合併とする。

(二) 合併の時期 昭和三十一年九月一日

(三) 新村名 村名は「相良村」とする。

(四) 役場の位置

役場は、球磨郡川村大字深水二五〇九番地（現川村役場）に置く。

（昭和五十三年一〇月一日移転。深水二五〇〇・一番地）

(五) 支所の位置、職員の数およびその事務

1 四浦支所、球磨郡四浦村東二八九四番地の二（現四浦村役場庁舎）

2 支所職員 四人、使丁 一人

3 事務

ア 戸籍および住民登録に関する事務

イ 配給に関する事務

ウ 村税その他納入に関する事務

エ 諸証明に関する事務

オ その他必要な事務

(六) 助役の定数 一人とする。

(七) 議会議員の任期および定数

議員の任期および定数は、町村合併促進法第九条第一項の規定を適用し、現にその職にある議員は、昭和三十三年四月三〇日まで引き続き在任するものとす

る。

(八) 農業委員会委員の任期および定数

農業委員会委員の任期および定数は、合併促進法第九条の三第一項第一号の規定を適用し、村合併の際の定数（二十人）をもって定数とし、昭和三十三年四月三〇日まで在任するものとする。

(九) 教育委員会委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二を適用し、村合併の際に、関係教育委員会の選挙による委員が互選し、昭和三十一年九月三〇日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱い

1 町村合併促進法第二四条の規定に基づき、村合併の際、現にその職にある合併関係村の一般職の職員は、引き続き新村の一般職の職員として身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承するものとする。

2 一般職の職員の給与については、合併関係村の不均衡を調整し、その身分取り扱いに関しては、一般職の職員のすべてを通じ公正に処理する。

3 一般職の職員の退職手当は、村合併後一年以内に退職するものについては、新村普通退職手当額の二倍の額を支給するものとする。

4 特別職の退職手当は、別に考慮するが、原則として旧村において支給するものとする。

(一一) 部落駐在員（区長）

合併関係の部落駐在員（区長）は、「区長」としてこれを存置し、逐次整理統合する。

(一二) 資産および負債の帰属、処分

1 行政財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

2 基本財産は、いっさい新村に引き継ぐものとする。

ただし、川村大字川辺地区の住民に対する薪炭村の年次有償払い下げについては、旧来どおりこれを認めるものとする。

3 既設の部分林契約は、川村の規則に準じ新村に引き継ぐものとする。

4 既設の学校林は、これを認め、新村に引き継ぐものとする。

5 負債（一時借入金を除く。）は金額新村に引き継ぐものとする。

(一三) 新村の大字および小字名

新「相良村」の大字名は、川村は現在どおり（柳瀬、深水、川辺）とし、四浦村は四浦に大字を冠し、小字名は従来のままとする。

(一四) 消防団の統合

1 現在の二か村の消防機械器具は、新村に引き継ぐものとする。

2 現川村役場に消防団本部を置き、合併関係の村の各分団はそのままとする。

3 消防組織 消防団長一人 副団長二人

(第一分団) 第一分団 川村 第三分団) 第一分団 (四浦村)

(一五) 村税その他の滞納整理

合併関係村の村税その他の収入金で収入未済分は、努めて整理するものとし、なお未整理の分は、村合併と同時に新村に引き継ぐものとする。

(一六) 国民健康保険

国民健康保険事業は、合併と同時に統合し、全区域内に実施するものとする。

(一七) 事業

関係村における土木、耕地その他各種の継続事業および既定計画事業は、継続して行なうものとする。

(一八) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、森林組合、青年団、婦人会、その他の団体

(一九) 村税の賦課率 均一課税とする。

4 合併時の三役及び正副議長

村名	長	助 役	収入 役	議 長	副 議 長
川 村	江口 福治	山内 敏敬	丸山 武夫	橋口 勝利	池田 武
四浦村	高田嘉生子	蓑田 儀美	村山 善心	有瀬 武夫	坂口 三亥

5 合併時の関係村の現況表

生産額	計		農 産 千円	鉦 工 産 千円	会社工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県 税 納 税 額 千円	国 税 納 税 額 千円	上 学 校 以 上 高 等 学 校 校	官 公 署	業 態 の 割 合		積 平方料	戸 数	人 口	区 分				
	計	その他 千円										業 態	業 態					計	その他 人	農 業 人	商 工 業 人
	二四二、七五五	二八八、六二二	二二二、九三三			四、五〇二	一、五二五	九、七	二、九三三		一〇	八八六	四、九三	三、三五五	七、七	三、六	三、六	相良村			
	八八、八七九	六三、九二二	八二、四八七			二、四二九	七、九五〇	四、九三	二、四二五		四	五八八	三、五七五	三、〇四二	九、七	五、九〇〇	五、九〇〇	川 村			
	一五、九九五	一二、四七〇	四、四四五			二、二二一	七、一五五	四、四	五、七		六	二、三七八	一、三五六	六、〇三八	五、四七	二、九九六	二、九九六	四浦村			